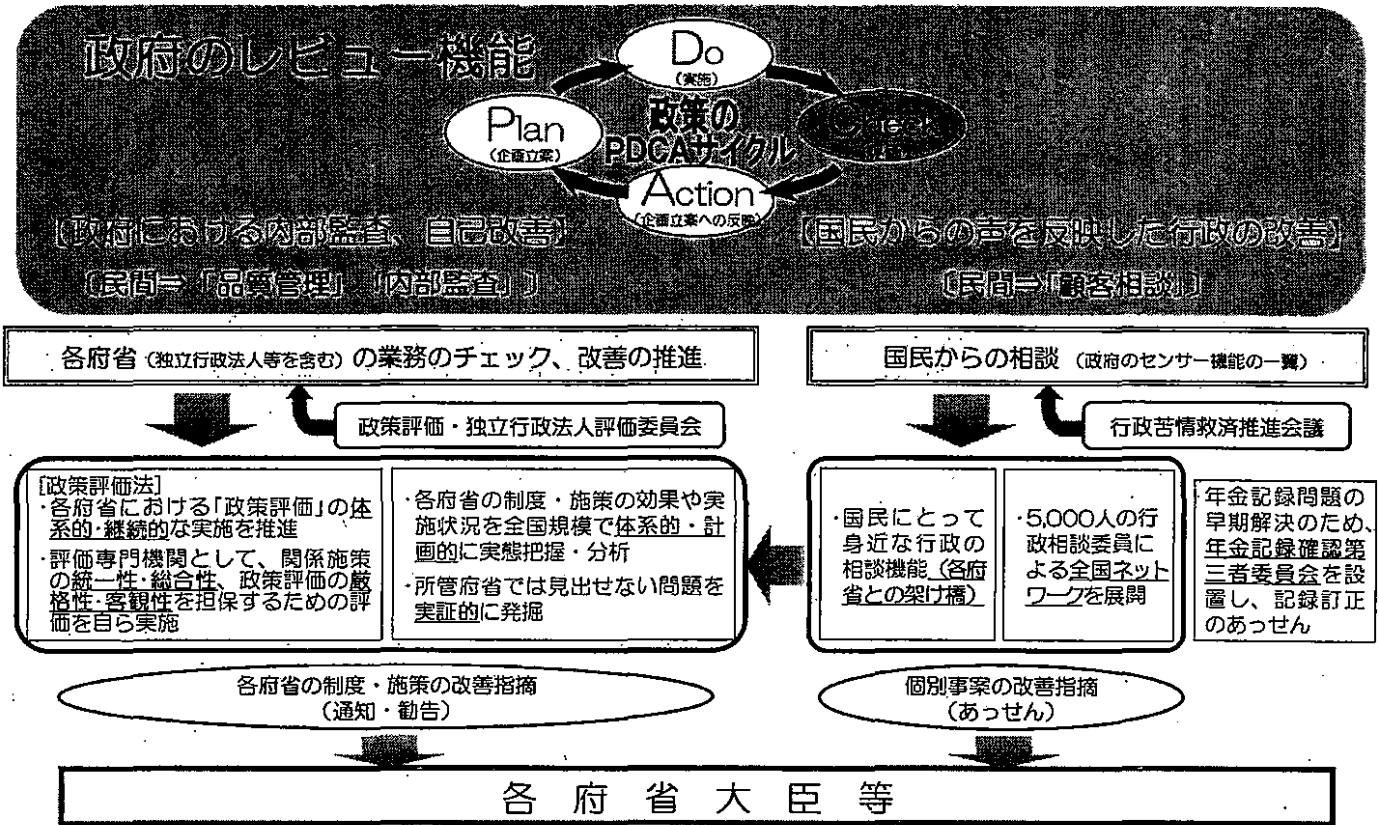


施策/事業シート (概要説明書)													
担当府省名	総務省	予算事業名	政策評価、行政評価・監視										
担当局庁名	行政評価局	上位政策事業名	行政評価等による行政制度・運営の改善	作成責任者									
担当課・室名	総務課	事業開始年度	昭和29年度 (政策評価は平成13年度)	総務課長 讀枝 建									
根拠法令(具体的な条文(○条の○号)も記載)	政策評価法、政策評価法施行令	関係する通知・計画等	政策評価に関する基本方針(17年12月16日閣議決定)、政策評価の実施に関するガイドライン(17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承)、行政評価等プログラム(21年4月総務大臣決定)等										
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金【直接・間接】(補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()												
支出先が法人等(営利/非営利)の場合	<table border="1"> <tr> <td>常勤役員数</td> <td>非常勤役員数</td> <td>監事数</td> </tr> <tr> <td>職員総数</td> <td>役員報酬総額</td> <td>法人の役員報酬総額</td> </tr> <tr> <td>法人等の種別</td> <td>内訳</td> <td>今後の活用計画</td> </tr> </table>	常勤役員数	非常勤役員数	監事数	職員総数	役員報酬総額	法人の役員報酬総額	法人等の種別	内訳	今後の活用計画			
常勤役員数	非常勤役員数	監事数											
職員総数	役員報酬総額	法人の役員報酬総額											
法人等の種別	内訳	今後の活用計画											
事業/制度概要	<p>目的(何のために) 政府部内における行政の改革・改善機能を担い、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現を推進するため</p> <p>対象(誰を対象に) 国の各行政機関等</p> <p>事業/制度内容(手段、手法など) 【別添参照】 1. 政策評価制度の企画立案、推進、質の向上等 2. 各府省の業務の調査・改善指摘(勧告等)</p>												
コスト	事業費	157 百万円	人件費										
	人件費	百万円	<table border="1"> <tr> <th>職員構成</th> <th>概算人件費 (平均給与×従事職員数)</th> <th>従事職員数</th> </tr> <tr> <td>担当正職員</td> <td>千円</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>臨時職員他</td> <td>千円</td> <td>人</td> </tr> </table>	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数	担当正職員	千円	人	臨時職員他	千円	人	
	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数										
担当正職員	千円	人											
臨時職員他	千円	人											
総計	157 百万円	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額											
これまでの同様の予算項目の予算額等(財源内訳/単位百万円)	年度	総額											
	H19(決算額)	148											
	H19(決算上の不用額)	50											
	H20(決算見込額)	119											
	H21(当初予算)	164											
	H21(補正予算)	164											
H22概算要求	157												
平成22年度予算内訳(補助金の場合は負担割合等も)	(本省) 諸謝金(26.2百万円)、職員旅費(13.1百万円)、委員等旅費(0.7百万円) 庁費(31.8百万円)、情報処理業務庁費(7.8百万円) (管区行政評価局) 諸謝金(3.0百万円)、職員旅費(64.3百万円)、委員等旅費(0.6百万円) 庁費(9.5百万円)												
事業/制度の必要性	<p>政策評価制度は、「プラン偏重」の行政、すなわち、いったん導入された制度や予算について、その効果を検証し積極的に見直す活動が軽視されがちであったことへの反省から、各府省自らが所掌する政策の評価を行う仕組みとして、中央省庁等改革の際に導入されたものである。中央省庁等改革においては、総務省は内閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援する体制を強化する役割を担うものとして設置するものとされたところであるが、各府省における評価機能とは別に、全政府レベルの評価機能の充実強化を図るため、政策評価制度を行政評価局が担当することとされた。</p> <p>政策は、PDCAサイクルにより、不断に見直し、改善していくことを求められているところ。政策評価はPDCAサイクルにおいて必要不可欠なものである。</p> <p>行政評価局は各府省と異なる第三者的立場から、①重要政策を始めとする政府全体の評価の推進、制度の改善、②府省横断的な政策についての評価、③各府省が行った評価の点検を通じて、質の高い行政の実現に寄与している。</p> <p>行政評価局が担うこうした役割は、政策評価の実効性を一層向上させるため、今後とも必要不可欠である。</p> <p>また、行政評価・監視は、各府省とは異なる第三者的立場から、行政全般にわたり、合規性、適正性、効率性等の観点から、全国的な調査網を活用して、各府省の末端における業務の実施状況や政府方針の浸透状況を把握し、その結果に基づいて各府省に対して勧告等を行うことにより、行政運営に必要な改善を図るものである。また、苦情、事故・災害、不祥事件などを契機とした機動的な調査も行っており、こうした機能は政府部内で唯一のものであり、今後とも必要不可欠である。</p>												
他府省、自治体等における類似事業													
他府省、自治体、民間等との連携・役割分担													
活動実績	【活動指標名】年間実績	単位	H18年	H19年	H20年								
	各府省が実施した政策評価の点検	件	9,157	3,850	4,036								
	(1) やり方点検【目標が明確であるかなど、評価として備えるべき水準に達しているかについて、すべての評価を対象に点検】												
	実績評価方式の評価【あらかじめ達成目標を設定し、当該目標の達成度合いを評価】で、数値化等による目標の具体化が不十分と指摘した件数			68件/276件 (24.6%)									
事業評価方式(事前評価)の評価【いわゆる費用効果分析、費用便益分析等】で、得ようとする効果の明確化が不十分と指摘した件数			269件/446件 (60.3%)										
事業評価方式(事後評価)による評価【いわゆる費用効果分析、費用便益分析等】で、得られた効果の具体性が不十分と指摘した件数			18件/39件 (46.2%)										
上記のほか、総合評価方式【政策の問題点に係る原因分析等を総合的に評価】による評価、特定の政策(公共事業、規制、研究開発、政府開発援助)に係る評価については、評価として必要な形式を満たしているかについて、一般的な点検を実施			(上記以外)										

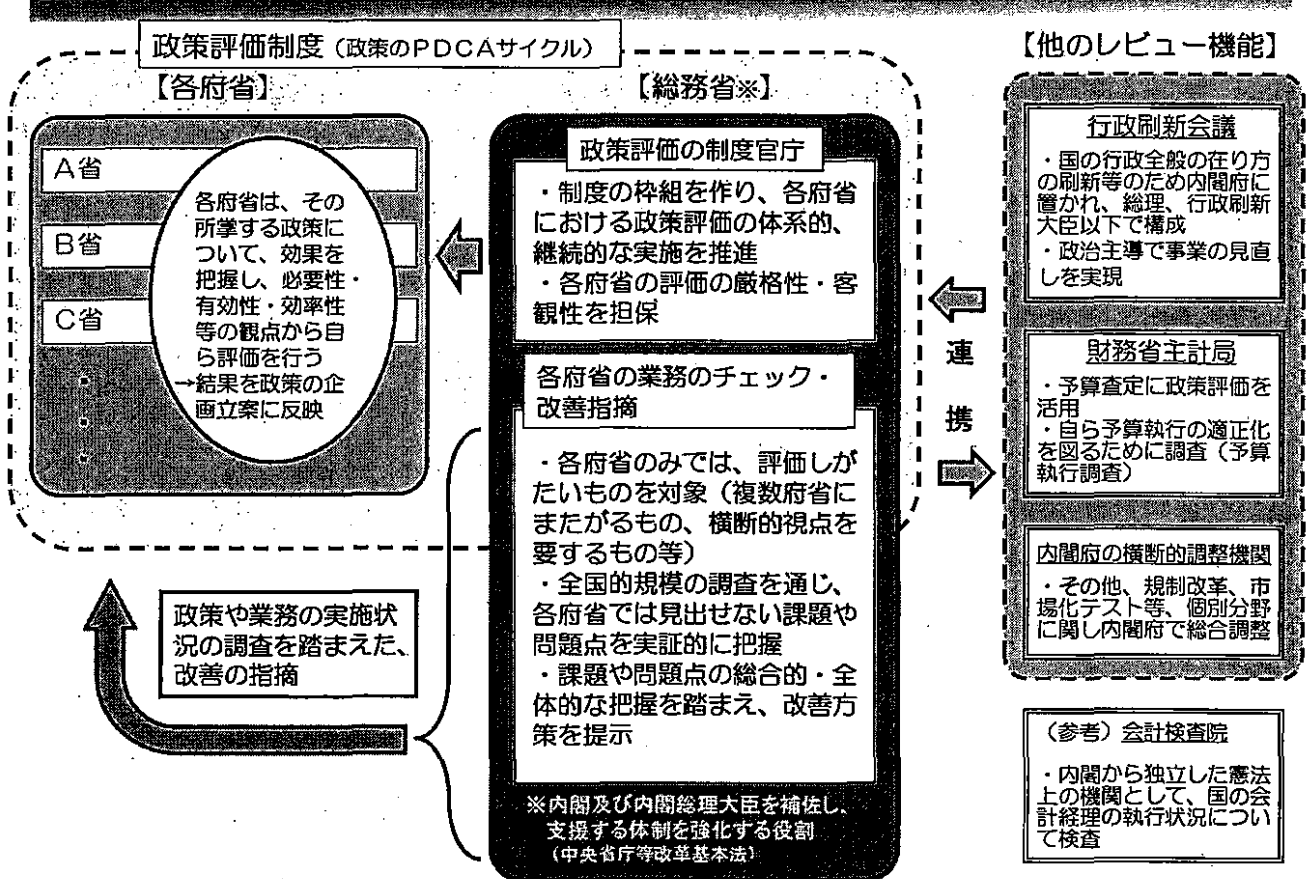
施策・事業シート (概要説明書)						
担当府省名	総務省	事業事業名	政策評価、行政評価・監視			
担当局庁名	行政評価局	上位施策事業名	行政評価等による行政制度・運営の改善	作成責任者		
担当課・室名	総務課	事業開始年度	昭和29年度 (政策評価は平成13年度)	総務課長 讀坂 建		
	(2) 内容点検 [評価の妥当性に疑問が生じた場合、評価の内容に踏み込んで行う点検]					
	一般政策 (各府省の主要な政策) に係る評価について、個別に課題・問題点等を指摘した件数			28件/662件 (一般政策評価の全数)		
	公共事業に係る評価について、個別に課題・問題点等を指摘した件数 [一般政策以外の特定の政策に係る評価では、分析手法が一定程度確立している公共事業に係る評価について、具体的な点検対象を抽出して点検]			21件 (公共事業2,434件中、約270件を点検対象として抽出し点検)		
	【活動指標名】 年度実績			単位	H18年度	H19年度
各府省の業務の調査・改善指摘 (勧告等) (※)		件	9	10	10	
(※) 改善指摘 (勧告等) の元となる全国実態調査 (管区行政評価局、行政評価事務所が実施) で把握した問題状況の例 ① 契約の適正な執行に関する調査 (行政評価・監視) (平成19年度調査、20年12月に勧告) ・ 競争性の高い契約への移行の推進の観点からは、抽出した6,232件中576件 (9.2%) に移行余地 ・ 応募 (応札) 状況の見直しという観点からは、抽出した7,110件中1,027件 (14.4%) に応募条件緩和余地 ② 公共事業の需要予測等に関する調査 (行政評価・監視) (平成19年度調査、20年8月勧告) ・ 需要予測等の実施内容の適切性という観点に関し、道路、港湾、農地・農産、水産等の各分野ごとに一定規模以上のものとして抽出した57事業中、不適切と判断されたもの4例 ・ 状況の変化に応じ需要予測等の見直しが行われ適切に事業に反映されているかという観点に関し、抽出した57事業中、不適切と認められるもの5例						
予算執行率	(※) 事業費のみ	%	76.6	74.6	55.4	
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	・ 各府省における政策評価の質の向上の状況 (目標の達成水準が数値化等により特定されている各府省の評価割合の前年度からの向上) ・ 総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況 (勧告等に基づく関係府省の政策の見直し・改善の前年度からの向上) ・ 行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況 (勧告等に基づく関係府省の政策の見直し・改善の前年度からの向上)					
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価		単位	H18年度	H19年度	H20年度
	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている各府省の評価の割合		%	57.2 (233/407件)	71.1 (226/318件)	75.4 (208/276件)
	総務省の統一性・総合性確保評価に係る勧告等に基づく関係府省の政策の見直し・改善の状況		-	いずれの勧告等に対しても、関係府省は政策の見直し・改善に取組	同左	同左
行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況 (改善措置を採ることが具体的に予定されているものを含む)		%	100.0	99.0	98.7	
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	1. 政策評価の推進及び府省の枠を超えた全政府的見地からの評価の実施 上記のとおり、年間4,000件程度が実施されるなど、各府省における政策評価は定着してきたと考えられ、また、政策目標の数値化の割合の着実な上昇等、質的な面でも一定の向上が図られている。こうした政策評価の実施により、例えば公共事業においては、政策評価法施行後7年間の累計で、227事業、総事業費ベースで約3.9兆円の事業を休止又は中止する措置が取られている。 今後、政策評価の実効性の一層の向上を図り必要な政策の見直しが一層着実に進められること等のため、以下の課題等に取り組むことが重要と考えられる。 ・ 国家戦略室において検討されている政策達成目標明示制度への政策評価の活用を検討 ・ 新たに政策評価が求められる分野における評価方法の明示等による評価の推進 (租税特別措置等) ・ 重要政策の評価の実施の推進による、予算その他政策の見直しへの政策評価の一層の反映の確保 2. 行政評価・監視の実施 行政評価・監視については、上記のとおり、勧告等に基づく行政運営の必要な改善が図られているところ。今後とも、簡素で効率的な行政の確保、国民の安全・安心の確保等に向けて、国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマを含め、引き続き、計画的、機動的に取り組むことが重要。 また、現在、原口総務大臣の指示を受け、「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査」を実施しており、行政刷新会議の議論にも活用できるよう、11月下旬を目途に大臣に報告予定。					
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)	【諸外国】 米国においては、行政管理予算庁 (OMB) が中心となって政府業績評価法 (GPRA) に基づく業績評価が行われているほか、会計検査院 (GAO) によるプログラム評価が行われている。 英国においては、公共サービス協定 (PSA) の取組が行われている。 このほか、諸外国においては、それぞれの制度の下で評価の取組が講じられている。 【地方自治体】 地方自治体における行政評価については、都道府県・市区町村において846団体 (45.6%) が導入。都道府県、政令指定都市においては全団体で導入済。(20年10月1日現在)					
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組等)	平成19年6月以来、行政評価局の本省及び各出先において年金記録確認第三者委員会が設置。毎年5万件に及ぶ申立ての迅速な処理のため、評価業務の実施及び予算執行にあたり、当該業務に相当程度シフトしているところ。					

行政評価局の役割

【目的】 国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現



政府のレビュー機能における総務省の位置付け



政策評価の推進

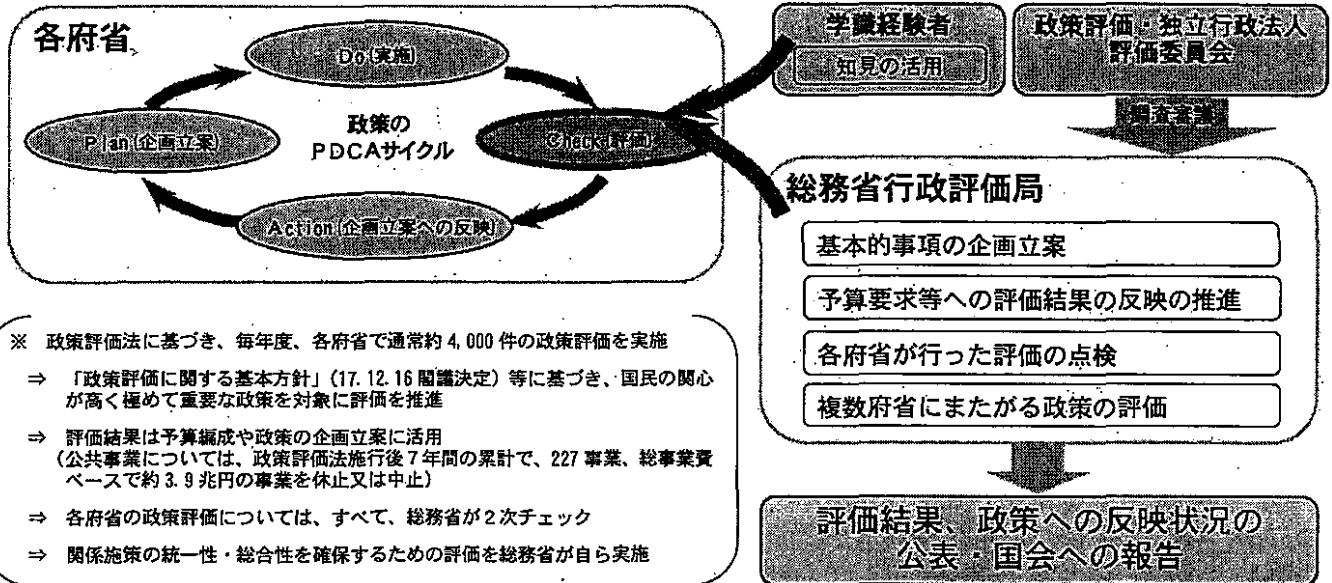
1. 概要

- 政策評価法の下、各府省が所掌する政策について自ら実施する評価の推進・向上を図るとともに、総務省自らも、複数の府省にまたがる広範なテーマについての評価を実施

目的 【「プラン偏重」の行政への反省から、2001年の中央省庁等改革に伴い導入】

- ◎ 国民本位の効率的で質の高い行政の実現
- ◎ 国民的視点に立った成果重視の行政への転換
- ◎ 国民に対する行政の説明責任の徹底

※「政策評価に関する決議」(15.7.18 参議院本会議)、「政策評価制度の見直しに関する決議」(15.6.22 参議院本会議)において、政策評価の一層の充実が求められている。



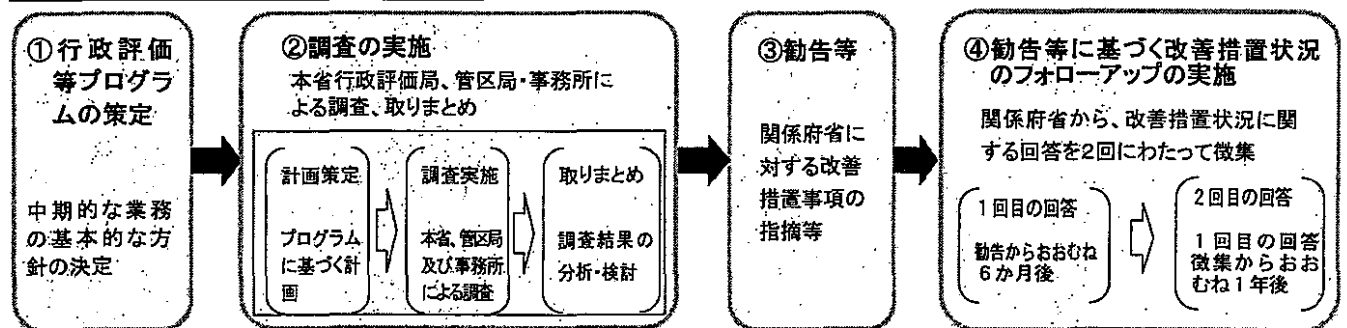
- ※ 政策評価法に基づき、毎年度、各府省で通常約4,000件の政策評価を実施
- ⇒ 「政策評価に関する基本方針」(17.12.16閣議決定)等に基づき、国民の関心が高く極めて重要な政策を対象に評価を推進
- ⇒ 評価結果は予算編成や政策の企画立案に活用 (公共事業については、政策評価法施行後7年間の累計で、227事業、総事業費ベースで約3.9兆円の事業を休止又は中止)
- ⇒ 各府省の政策評価については、すべて、総務省が2次チェック
- ⇒ 関係施策の統一性・総合性を確保するための評価を総務省が自ら実施

各府省の業務の調査・改善指摘

1. 概要

- 各府省のみでは評価しがたい政策や業務の実施状況(複数府省にまたがるもの、横断的視点を要するもの等)について、評価専門機関として、全国規模で体系的・継続的に実態把握・分析し、その見直し・改善を指摘。所管府省では見出せない問題を実証的に発掘
- 総務省発足後8年間の累計で、101件のテーマについて、制度・施策の改善を指摘

行政評価局による各府省の業務の調査



(1) 最近の勧告等

- ① 国民の安全・安心の確保 : 「遊戯施設の安全確保対策」(19.10 勧告)、「原子力の防災業務」(21.2 勧告) など
- ② 効果的・効率的な行政運営の確保 : 「公共事業の需要予測」(20.8 勧告)、「契約の適正化(随意契約等)」(20.12 勧告) など

(2) 現在調査実施中のテーマ

- ① 国民の安全・安心の確保 : 「食品表示の適正化」、「貸切バスの安全確保」、「社会資本の維持管理及び更新(道路橋の保全等)」、「製品の安全対策」、「薬物の乱用防止対策(需要根絶対策)」、「気象行政」、「ホームページのバリアフリー」
- ② 効果的・効率的な行政運営の確保 : 「雇用保険二事業」、「在外公館」、「バイオマス」、「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査(※)」

※大臣指示を受け、行政刷新会議の議論にも活用できるよう、11月下旬を目途に報告予定

論点等説明シート (予算担当部局用)

施策・事業名	政策評価、行政評価・監視			
予算額	平成21年度当初予算額		平成22年度概算要求額	
	164	百万円	157	百万円

事業予算についての論点等

① 政策評価

- 政策評価制度は、(1)国民に対する説明責任の徹底、(2)国民本位で効率的で質の高い行政の実現、(3)国民的視点に立った成果重視の行政への転換等を目的として、13年1月から政府全体で導入されたもの。総務省では、各府省が自ら行う政策評価について、評価のやり方や内容を点検し、課題の提起や評価のやり直しを勧告等している。
- 総務省が各府省から報告を受け、20年度に点検の対象としたのは4,036件。そのうち、内容に問題等があるとして各府省に指摘をした件数は49件。 **図表 1**
⇒ 総務省は、各府省を指導する立場として、より積極的に指摘をすることを期待されているのではないか。
- また、一定規模以上の研究開発、公共事業、ODA等には事前評価が義務付けられており、20年度では4,036件のうち事前評価が1,314件を占めている。 **図表 2** **図表 3**
⇒ 研究開発や公共事業については、一度事業が始まってしまうと途中でやめることが困難であることから、各省の事前評価をこれまで以上に充実させる必要があり、総務省はそれを指導する立場として、その責任を果たしていく必要があるのではないか。

② 行政評価・監視

- 総務省が行う行政評価・監視は、毎回テーマを決め、各府省の業務の実施状況等を調査し、勧告等を行うことにより、行政の制度及び運営の改善を図るもの。
- 行政評価・監視には、全国規模の問題をテーマとして調査を実施する「全国計画調査」と、管区行政評価局や行政評価事務所が、地域の行政上の問題をテーマとして調査を実施する「地域計画調査」がある。
(全国計画調査の例)
 - 国の行政機関の法令遵守態勢に関する調査 (21年3月)
 - 原子力の防災業務に関する行政評価・監視結果に基づく勧告 (21年2月)
(地域計画調査の例)
 - 路面電車における運行の安全確保及び利用者の利便向上に関する行政評価・監視 (20年2月)
 - 自然環境保全に関する行政評価・監視(屋久島世界自然遺産地域を中心として) (19年12月)
- 今後は、総務省の行政管理局等との連携を強化するなど、調査テーマの選定や実施方法を工夫し、より効果的な評価・監視を追求していく必要があるのではないか。 **図表 4**

(注) 現在、行政評価局及び管区行政評価局の定員1,342名のうち約650名が年金記録確認第三者委員会の業務に従事しており、思うように行政評価・監視業務を実施できない状況にある。

① 政策評価

図表 1

各府省に対して総務省が問題点等を指摘した件数（20年度）

点検の実施件数	問題点等の指摘件数	割合
		4,036件

図表 2

府省別の政策評価の実施件数（20年度）

府 省	(単位：件)		
	事前評価	事後評価	計
国土交通省	619	1,086	1,705
農林水産省	244	571	815
厚生労働省	115	690	805
文部科学省	118	63	181
外務省	43	91	134
⋮	⋮	⋮	⋮
計	1,314	2,722	4,036

図表 3

事前評価が義務付けられている政策

研究開発	公共事業	ODA	その他
10億円以上の費用を要することが見込まれるもの。	10億円以上の費用を要することが見込まれるもの。	[無償の資金供与] 資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるもの。 [有償の資金供与] 資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるもの。	法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をするもの。

② 行政評価・監視

図表 4

総務省行政管理局等と連携した行政評価・監視の例

①	「在外公館に関する行政評価・監視」（21年4月～）について、調査の企画段階から、総務省行政管理局や財務省主計局と連携して実施中。
②	「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」（20年12月全府省に勧告）について、調査の企画段階から、財務省主計局と連携して実施。
③	国等の債権管理等に関する行政評価・監視」（19年6月全府省に勧告）について、調査の企画段階から、財務省主計局と連携して実施。
④	「民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視（第1次）」（17年10月文部科学省など5省に勧告）及び「民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視（第2次）」（18年8月文部科学省など4省に勧告）について、調査の企画段階から、財務省主計局と連携して実施。